

「第2期鹿児島市自転車走行ネットワーク整備計画(素案)」 に対し意見表明

～自転車損害賠償責任保険の理解促進に関する啓発活動を実施すべき等意見表明～

一般社団法人日本損害保険協会九州支部鹿児島損保会(会長:大熊 健志 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 鹿児島支店長)では、2024年3月21日付で公表された「第2期鹿児島市自転車走行ネットワーク整備計画(素案)」の意見募集に対し、4月22日付で意見表明を行いました。

本計画は、鹿児島市が2013年度に策定した「鹿児島市自転車走行ネットワーク整備計画」に基づき、中心市街地やその周辺部において自転車走行空間の整備に取り組んだ結果、令和5年度までに概ね整備が完了しましたが、全交通事故に占める自転車関連事故の割合が増加傾向であるほか、自転車利用者からは自転車走行空間の更なる整備が求められていることなどから、自転車を安全に利用できる環境づくりを促進し、自転車で安全・快適に通行できるまちづくりを推進するため策定されます。

鹿児島損保会では、「歩道における自転車と歩行者の交錯を解消する必要がある」との課題認識に賛同する一方、鹿児島県の条例により、自転車利用者は、自転車損害賠償責任保険に加入が義務付けられていることを鑑みると、本計画においても、自転車損害賠償責任保険の理解促進や普及のため、啓発活動を実施する必要があると考える旨等、次の意見を表明しています。

《主な意見内容》

P11 2. 自転車利用の現状と課題 (1) 自転車関連事故の推移

市における交通事故に占める自転車関連事故の割合が増加傾向にあること、自転車関連の死傷事故のうち「自転車対自動車」は大幅に減少しているものの、「自転車対歩行者」は増加していることを踏まえ、「歩道における自転車と歩行者の交錯を解消する必要がある」との課題認識について賛同いたします。P6に示されている未整備路線については、安全に歩行者・自転車が歩行・運行できるよう、着実な整備を期待いたします。

P17 3. 自転車走行ネットワーク整備計画 3.1 整備計画の基本方針

「自転車の利用状況や関連施策等を踏まえて新たな整備エリアやネットワーク路線の選定を行い、自転車が安全で快適に通行できる環境を創出するとともに、自転車利用ルールの周知・啓発に取り組むなど、ハードとソフトの両面により、自転車で安全・快適に通行できるまちづくりを推進する。」という基本方針に賛同いたします。

計画記載のとおり、ハード面の自転車走行空間の整備とともに、ソフト面では、当該整備目的が機能するように、自転車ルール・マナーの浸透、自転車は自転車走行空間の整備パターンに沿った走行を行い、自動車においては自転車専用通行帯に駐車しないなどの交通ルールの運転者への周知・遵法意識の向上施策にも取り組んでいただきたい。

P26 3. 自転車走行ネットワーク整備計画 3.5 自転車利用ルール・マナーに関する啓発活動の推進

(1) 学校や地域における交通安全教育、(2) 自転車安全運動キャンペーン、(3) 自転車安全運転リーフレット、チラシ活用による周知広報に関し、自転車活用を推進するうえで、重要な施策であると考え賛同いたします。

なお、自転車ルール・マナーにおいて、自転車損害賠償責任保険に関する言及がありませんが、P11の自転車と歩行者の死傷事故件数が増加している現状(被害者保護施策が必要)や、「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」により、自転車利用者は、自転車を利用するに当たり、自転車損害賠償責任保険に加入が義務付けられていること(=ルール)を鑑みるに、自転車走行ネットワーク整備計画の「自転車利用ルール・マナー」においても、自転車損害賠償責任保険の必要性の理解や普及のため、啓発活動する必要があると考えます。